

# 特定事業者を対象とする義務規定に係るQ & A

事業者排出量削減計画書制度  
環境マネジメントシステム導入義務制度  
エコカー導入義務制度  
エコ通勤導入義務制度  
クレジット

平成26年7月現在

## 目次

計画書・報告書 .....	1
提出時期.....	1
該当要件.....	1
提出先 .....	2
算定範囲.....	3
書類作成.....	7
係数.....	8
基準年度排出量.....	9
超過削減量の繰越（バンキング） .....	11
目標削減率 .....	11
変更 .....	13
その他 .....	17
総合評価 .....	18
重点対策.....	19
制度詳細.....	23
運輸.....	27
過去の取組.....	28
公表等 .....	31
EMS .....	32
エコカー .....	37
エコ通勤 .....	38
クレジット.....	38

## 計画書制度 Q & A

### 計画書・報告書

#### 提出時期

Q1-1 計画書, 報告書及び環境マネジメントシステム導入報告書の提出時期はそれぞれいつか?

A1-1 計画書は計画期間の初年度の9月末(3年に1度)までに, 報告書は毎年度(計画期間初年度の翌年度から最終年度の翌年度までの毎年度)7月末日までに提出くださいますようお願いいたします。

#### 該当要件

Q2-1 特定年度(平成23年度, 26年度, 29年度...)の前年度におけるエネルギー使用量が1,500キロリットル以上であるが, 特定年度, 特定年度の前年度及び特定年度の前々年度のエネルギー使用量平均値が1,500キロリットル未満となった場合, 計画策定等の義務は無くなるのか?

A2-1 計画書策定の義務があります。

Q2-2 計画期間中に特定事業者でなくなった場合はどのようにすればよいのか?

A2-2 計画期間中に特定事業者でなくなっても, 計画期間中の実績報告については引き続き提出をお願いします。

Q2-3 第一計画期間の途中で特定事業者の要件から外れた場合, 第二計画期間はどうか?

A2-3 平成25年度の実績報告によって特定事業者の要件から外れていると判断された場合には第二計画期間の計画書は提出しなくてよく, 提出義務は無くなりますが, 任意で提出いただくことも可能です。

Q2-4 H24年度の時点で特定事業者要件から外れており, 恐らく H25年度も下回ったままであるが, この先 H26年度実績で要件を上回ると H27・28年度の2カ年分の新計画をいつの時点で提出することとなるのか?

A2-4 平成27～28年度を計画期間とする削減計画書を平成27年9月末日までに提出ください。

Q2-5 一度, 特定事業者の要件を外れた場合は, 今後も同様に情報提供頂けるのか? また,

今後、京都府・京都市はどのようにその事業者が要件に該当するかしないかを判断するのか？

A 2-5 特定事業者には該当しない事業者に対して、京都府・京都市から特にご連絡をすることはありません。

なお、省エネ法に基づく「定期報告書」、「中長期計画書」の提出状況（公開情報）を参考に特定事業者の該当性について確認することはあります。

Q2-6 特定事業者の規模要件に、自動車保有台数があるが、規定台数を下回れば特定事業者から外れるのか？

A 2-6 平成25年度の削減報告書（平成26年3月末時点）にて判断させていただきます。

特定事業者の規模要件を下回る場合、特定事業者には該当しなくなります。但し、新たな計画期間中に規模要件を下回って特定事業者には該当しなくなった場合であっても、残りの計画期間中につきましては特定事業者削減報告書のご提出をお願いします。

Q2-7 海外法人は対象となるのか？

A 2-7 日本に所在する外資系企業等の場合、その事業者が条例の規模要件に該当する場合は対象となります。他方、日本の企業が事業所を設置している場合、その海外事業所は対象外となります。

Q2-8 第二計画期間から三ふっ化窒素(NF3)について報告を追加することとなるが、CO2換算で3,000トン以上排出する事業者は報告しないといけないということか。

A 2-8 NF3のみでCO2換算3,000トンを超える事業者は報告が必要であり、すでに特定事業者には該当していてNF3を排出する場合は、他のガス同様に排出量の報告をお願いいたします。

なお、特定事業者の該当要件のうち「大規模エネルギー使用事業者」の要件に該当せず、いくつかの温室効果ガスの合計で3,000トンを超えていても、いずれか一つが3,000トンを超えていない場合は特定事業者には該当しません。

## 提出先

Q3-1 当社は、京都市域内にのみ事業所を有する事業者であるが、京都市にのみ計画書等を提出すればよいのか？

A 3-1 (京都市内にのみ事業所を有する事業者の方の削減報告書・計画書の提出先)

削減計画書等は京都市へのみ提出ください。

※この場合、市から府へ写しが送付されることを御了承ください。

**Q3-2 京都市内にのみ事業所を持つ事業者は、京都市の条例に基づく事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書を京都市役所へ提出するだけでよいのか？**

A 3-2 そのとおりです。

京都市役所へ提出いただいた計画書及び報告書につきましては写しが京都府へ送付されますのでご理解ください。

**Q3-3 グループ会社が平成26年度中に京都市内から京都府内に移転するが、どちらに相談すれば良いのか？**

A 3-3 親会社及びグループ会社のどちらに関してもエネルギー消費の算定範囲の変更が伴いますので、お手数ですが、京都市及び京都府の両方にご相談をお願いします。

**Q3-4 計画期間中に事業所の移転(京都市内→京都府域)があり、京都市の特定事業者でなくなるかが決まっている場合も計画書を提出しなければならないのか？**

A 3-4 お手数ですが、京都市及び京都府の両方にご相談をお願いします。

第二計画期間(平成26～28年度)の特定事業者に該当するか否かは、平成25年度実績において、使用エネルギー量が原油換算年間1,500k1を超えているかどうか等で判断します。したがって、平成25年度の実績報告書を提出していただいた内容で判断することとなります。

なお、変更計画書を提出いただく時期については、平成25年度実績報告書を提出された後に詳細をお聞かせいただいてから回答させていただきます。

## 算定範囲

**Q4-1 京都市内の事業所内にグループ会社が同居しているが、グループ会社も含めて特定事業者要件に該当するのか？**

また、自動販売機の算定範囲についてはどのようにするのか？

A 4-1 本制度では省エネ法に準拠しておりますので、連結決算対象の子会社

などのグループ会社は、企業ごとに法人単位で届け出いただくこととなります。

自動販売機の取り扱いについては、機器単体（機器単体が複数台設置の場合も含む）で置かれている場合は、これらの機器が置かれている事業所を設置している事業者が報告することとなります。

**Q4-2 過去にグループ会社も含めての目標対象としていたが見直しは可能か？**

A 4-2 本制度は省エネ法に準拠しておりますので、連結決算対象の子会社などのグループ会社は、各企業ごとに法人単位で届け出いただくこととなります。ただし、事情により、定期報告書による算定範囲を特殊事情により、グループ会社を含めて報告されている場合については、同様に含めてご報告いただくことができます。（京都市域又は京都府域排出量として）

**Q4-3 工事現場で排出された温室効果ガスは、計画書における算入の対象となるのか？**

A 4-3 工事現場、マンション販売のための仮設展示場、仮設興行小屋（サーカス小屋、劇団小屋）等といった特定の区画において継続的に事業活動を行う事業所に該当しないものについては算定の対象外となります。  
なお、常設の住宅展示場は算定の対象となります。

**Q4-4 社宅や独身寮は計画書の対象となるのか？**

A 4-4 社宅や社員寮（独身寮を含む）など住居部分及びその共用部分は算定の対象外となります。なお、社員食堂、研修所、保養所など社員の福利厚生に供している施設は算定対象となります。

**Q4-5 自社のサーバーを他社が設置しているデータセンター（顧客のサーバーを預かり、保守・運用サービスなどを提供する施設）に預けている場合、誰が当該サーバーの計画書を届け出ることになるのか？**

A 4-5 当該サーバーはデータセンターの事業所内にあり、当該サーバーを預けている事業者の事業場とは言えないことから、いわゆるスペース貸しやラック貸し等の保管形態にかかわらず、データセンターを設置している事業者が届出を行います。

**Q4-6 地方公共団体における一部の施設を法令に基づき首長以外の者が資産管理等を行っている場合があるが、誰が当該施設に係る計画書を届けるのか？**

A 4-6 当該施設の資産管理等を行っている事業者（地方公営企業、一部事務組合等）が届け出ます。

Q4-7 地方公共団体において、いわゆる「指定管理者制度」に基づき、一部の施設の管理等を民間企業（指定管理者）が行っている場合があるが、誰が当該施設の計画書を届け出るのか？

A 4-7 指定管理者が管理等を行う施設であっても、地方公共団体の排出量としてカウントします。

Q4-8 営業車両等で消費するガソリン等は算定対象か？

A 4-8 営業車両等が消費するエネルギー使用量（ガソリン等）は算定対象外です。

なお、工場等の敷地内のみを走行する構内専用フォークリフトなどのエネルギー使用量は算定対象となります。

Q4-9 当社は大規模エネルギー使用事業者だが、営業車両は対象外で含めず計画・報告して良いのか？また、京都市条例のエコカーの報告義務も無いのか？

A 4-9 改正条例の運用では、エネルギー使用量の算入の対象について、省エネ法に準じた取扱をすることとします。「平成20年度 省エネ法改正にかかるQ&A」では営業車両等で使用したエネルギー（揮発油、軽油）は対象外となるとされており、改正条例でも同様の取扱とします。

なお、新車購入時のエコカー導入義務については、市の独自制度であり、導入義務がかかります。

Q4-10 介護サービスを行う事業所や施設の算定範囲は、どのように考えればよいのか？

A 4-10 通所系の事業所は算定対象となります。他方、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームなどは、もっぱら入居者の生活のために温室効果ガスを排出していることから算定対象外となります。

なお、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合は、通所系の事業所に係るエネルギー使用量のみを分割して算定します。

Q4-11 テナントビルにおいてビルオーナー及びテナントは、それぞれどういった範囲の温室効果ガス排出量を算定する必要があるのか？

A 4-11 ビルオーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外の温室効果ガス排出量について算定する必要があります。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部に係る温室効果ガス排出量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）を全て算定する必要があります。

**Q4-12 エネルギー管理権原を有しているとは、どのような状況をいうのか？**

A 4-12 設備の設置・更新権限を有し、かつ、当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。

**Q4-13 複数の事業所(当社の支店等)間を運行しているシャトルバスの燃料は、計画書、報告書に計上する必要があるのか？**

A 4-13 本制度ではエネルギーの算定範囲を省エネ法の取扱に一致させて運用することとしています。

「平成20年度 省エネ法改正にかかるQ&A」では「主に工場等の敷地外で走行する自動車等の移動体のエネルギー使用量は対象外となりますが、工場等の敷地内のみを走行する移動体（例えば構内専用フォークリフト）のエネルギー使用量は算入の対象となります。（Q1-6に対するA）」と紹介されています。

**Q4-14 鉄道事業者であるため、エネルギー消費量は京都市域のみで算出することは困難である。このため、これまでどおり、乗降客数で按分して報告すればよいか？**

また、駅舎においても運輸系統から電気を受電・使用しているため、同様に按分して報告すればよいか？

A 4-14 京都市域内における排出量を特定できない場合に限り、区域内の営業キロ数で按分して報告していただいても結構です。

**Q4-15 廃熱利用の給湯設備があるが、当該設備の温室効果ガスの排出量を計上する必要があるのか？**

A 4-15 燃料を使用していないため計上する必要はありません。

**Q4-16 営業車や運搬車両を所有しているが、新計画書制度では燃料を計上する必要があるか？**

るのか。

A 4-16 本計画書制度におきましては、一定の台数を超えない限り（バスやタクシー事業者が該当）事業所外における自動車の燃料を計上する必要はなくなりました。（事業所の構内のみで使用するフォークリフト等の燃料は計上する必要があります。）

Q4-17 京都市内に店舗を、市外府域内に事務所を持っている。事務所のエネルギー使用量は店舗のわずか1%程度であり、全体の京都府内全体の排出量にほとんど影響を及ぼしていない。このような場合でも府・市両方の計画書を作成しなければならないのか？

A 4-17 各事務所のエネルギー使用量の多少にかかわらず、京都市において特定事業者であり、京都市内、市外府域内双方に事務所がある場合は、府・市双方に御提出をお願いいたします。

## 書類作成

Q5-1 計画書等の具体的な書き方を教えてほしい。

A 5-1 計画書の書き方についてはホームページに掲載する資料（記載例等）を参照いただくか、個別にご相談願います。

Q5-2 第二計画期間の計画書提出時に添付する内訳書は、内訳書を添付することであるが、合計だけで良いのか？これまでのように事業所別は不要となるのか？

A 5-2 内訳書につきましては、合計及び各事業所別の両方の提出をお願いします。

Q5-3 重点対策実施率算出シートの提出は計画書と報告書と共に毎年提出するのでしょうか？

A 5-3 毎年提出いただく報告書にも重点対策実施率算出シートの提出が必要です。

Q5-4 計画書作成時に、内訳書と重点対策実施率算出シートは基準年度も含めて4年度分作成する必要があるのか？

A 5-4 内訳書（基準年度排出量）、内訳書+別紙、及び「重点対策実施率算出シート」を活用し、4ヶ年度分を作成願います。

Q5-5 重点対策実施率算出シートの第3年度目シートにも第1, 2年度分の内容を入力する必要があるのか？1枚のシートにまとめることはできないのか？

A5-5 重点対策実施率算出シートは「計画書」, 「第1年度」, 「第2年度」, 「第3年度」のシートに記載される項目数は同じ程度ですが, 各年度において, 当該年度より前の実績については自動的に入力されるようになっていきます。第3年度においては, 基準年度, 第1年度, 第2年度の内容は自動で入力されます。

Q5-6 LPガスの使用量について, 報告書等にはt(トン)の単位を用いて記載することとなっていますが, 供給事業者からの検針票等にm<sup>3</sup>(立方メートル)の単位で表示されている場合, どのようにしてt(トン)に換算するのか？

A5-6 LPガスをm<sup>3</sup>(立方メートル)からt(トン)に換算する際の係数は, 供給事業者を確認した係数を用いて換算します。なお, 係数の確認が困難な場合は以下の数値を用いて換算することも出来ます。

- 1 m<sup>3</sup>当たりの t (トン) への換算係数
- ・プロパン : 1 / 502 [t]
  - ・ブタン : 1 / 355 [t]
  - ・プロパン・ブタンの混合 : 1 / 458 [t]

Q5-7 住所や代表者及び氏名欄に記載する内容は, 法人としての内容を記載するのか？

A5-7 双方ともに, 法人としての住所と代表者名を記載してください。なお, 第三者に権限を付与する場合は, 委任状を提出し, その旨を削減計画書の特記事項に記載ください。その場合, 提出書の住所や代表者及び氏名欄は委任された方のもの, それ以外の削減計画書等には法人としての住所と代表者を記載してください。

Q5-8 事業所ごとで内訳書を提出してほしいとのことであるが, 事業所ごととはどの程度を指すのか。

A5-8 内訳書の提出はあくまでも, 原油換算500k<sup>1</sup>以上の事業所と500k<sup>1</sup>未満の事業所一括の内訳書についての提出が必要ですが, 該当しない事業所についても任意での内訳書の提出をお願いしています。任意で提出いただける場合は, 店舗毎等の単位で提出いただければ幸いです。

## 係数

Q6-1 CO<sub>2</sub> の換算係数は3年間固定されるのか？(エネルギー削減努力が関電に左右される)

A 6-1 計画期間中（平成26～28年度）の3年間は固定します。

Q6-2 電力の排出係数は変更になったのか？ 毎年電力の排出係数は変動するがなぜ固定するのか？

A 6-2 計画期間中（3年間）の排出係数を固定するのは、削減努力を正當に評価しようとするためです。

Q6-3 電力の二酸化炭素排出係数がエコアクション21では0.378や0.355であるが、条例はこれらと異なるのはなぜか。

A 6-3 環境省が平成25年12月19日に公表した平成25年度排出量算定の電気事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者）の実排出係数を3年間運用します。

Q6-4 毎年電力受給事業者が入札により変わる可能性があるが、その際の排出係数はどのように計上すれば良いのか？

A 6-4 直近年度の契約電気事業者を仮定するなど何らかの根拠をもとに算出ください。

## 基準年度排出量

Q7-1 基準年度における排出量は、どのように定めればよいのか？

A 7-1 基準年度排出量のうち、事業活動に伴う排出の量については、計画期間の前年度における排出の量となります。

また、評価の対象となる排出の量については、次のいずれかを選択できますが、排出量の平準化を図る観点から、原則として①を選択くださいますようお願いいたします。

①計画期間の直前3カ年度における排出の量の平均値

②計画期間の前年度における排出の量

Q7-2 基準年度の3カ年平均を算出する場合、事業者が計算するのか？ 係数変換などにより、計算ミスが出ると想定されるため、行政側で計算されるべきではないか？

A 7-2 行政側でも確認を行いますが、計画書の作成に当たっては事業者で計算くださいますようお願いいたします。

また、3カ年平均値を算出される際には、内訳書（基準年度排出量）（京

都府・京都市のホームページにて掲載)をご活用願います。

**Q7-3 基準年度排出量は、原則として前3年間の平均とするが、前年度排出量とすることも可能とのことであるが、そのようにしても良いか？**

A7-3 基準年度排出量につきましては、直近の状況を反映した数値が望ましいものと考えております。このため、前計画期間3カ年の平均値を採用していただくことにより数値の平準化をお願いしているところです。  
なお、制度上は、前年度排出量を採用することも可能です。

**Q7-4 基準年度排出量は原則として3年間の平均であるが、単年度排出量とできる場合の規定が不明確である。**

A7-4 3年間のうちの特定の年度において事業所の増減等により大きな排出量の増減が生じており、3年間の平均を基準とすることが適当でない場合に単年度排出量とすることができます。該当すると思われる場合は御相談をお願いいたします。

**Q7-5 25年9月頃からの受注増により排出量が増加したが、第二計画期間の基準年度排出量は25年度単年度分を採用してよいか。**

A7-5 3年間のうちの特定の年度において事業所の増減等により大きな排出量の増減が生じており、3年間の平均を基準とすることが適当でない場合に単年度排出量とすることができます。該当すると思われる場合は御相談をお願いいたします。

**Q7-6 単年度を選択した場合でも該当する部門の目標削減率を3年間の年平均としても良いのか？**

A7-6 そのとおりです。

**Q7-7 基準年度排出量の算出方法は、原則、直近の過去3か年排出量の平均となっているが、平成25年度排出量を基準年度排出量としてよい場合はどのような場合か。**

A7-7 今回新規に計画書を提出することとなり、平成25年度分のデータのみしか持っておられない場合や平成25年度に事業所や校舎の新設や廃止があった場合等、合理的な理由が認められる場合は平成25年度を基準年度として採用できます。このような場合は、事前に協議いただくとともに削減計画書の特記事項欄に理由とともにその旨の記載をお願いし

ます。

## 超過削減量の繰越（バンキング）

Q8-1 第一計画期間から第二計画期間への繰り越し量に上限はあるのか？

A 8-1 上限は設けません

Q8-2 第一計画期間から第二計画期間に繰り越した量について、第三計画期間まで繰り越すことは可能か？

A 8-2 第一計画期間から第二計画期間へ繰り越しを行った超過量については、第二計画期間から第三計画期間への繰り越しの対象としません。

Q8-3 バンキングの適用は3年目にまとめて評価するのか？

A 8-3 適用は3年目に限りません。各年度に振り分けることも可能です。ただし、適用の年度・量について計画書・報告書の特記事項に記載願います。（各年度で〇〇トンずつ差し引き、等）

## 目標削減率

Q9-1 削減目標を3%/年とすると、3年間で基準年度排出量の9%の削減が必要となるのか？

A 9-1 基準年度排出量をM，第1年度排出量をA，第2年度排出量をB，第3年度排出量をCとすると、削減率＝ $((M-A) + (M-B) + (M-C)) \div 3M$  となります。3年間の温室効果ガス削減量の合計が基準年度排出量の9%に相当する量となる必要があります。

Q9-2 目標削減率で、業務△3%、産業△2%、運輸△1%となっているが、何の根拠でその数字を上げたのか？

A 9-2 第一計画期間においては、まず、社会全体で排出量削減に取り組むべきであるという基本的な認識があり、あらゆる業種において削減率（前年度比）をマイナス1%とすると、2020年度に1990年度比マイナス25%がほぼ達成されるものと試算しました。次に、さらに削減努力を要する業務・サービス部門はプラス0.5%、エコ通勤や歩くまち京都の推進などの行政施策により排出量の増加を招くことが懸念される運輸部門についてはマイナス0.5%の措置を施したところです。これを3年間の計画期間で、年平均に置き直して目標削減率（マイナス1%

～マイナス3%)としました。第二計画期間においても、第一計画期間に引き続き、業務△3%、産業△2%、運輸△1%としています。

**Q9-3 該当する業種が複数ある事業者の場合、目標削減率はどの部門のものが適用されるのか？**

A9-3 生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値等によって主たる事業を選び、その業種により判断してください。

**Q9-4 第三計画期間(平成29～31年度)における目標削減率はいつ、どのように決まるのか？**

A9-4 第三計画期間以降における制度のあり方につきましては、第一計画期間の結果分析や運用実態等を見ながら、今後必要に応じて見直しの機会を設けたいと考えております。

**Q9-6 平成29年度からの取組みで、急激に目標削減率を上げることのないようにしていきたい。**

A9-6 次期計画期間以降の目標削減率につきましては、23～25年度の削減実績や今後の制度運用の実態等を見て判断していきたいと考えております。

**Q9-7 目標削減率を達成出来なかった場合のペナルティはどのようなものがあるのか？**

A9-7 条例で罰則規定は設けておりません。

**Q9-8 業種がどの部門に該当するか判断する方法を教えてください。**

A9-8 事業者排出量削減指針に規定する方法で判断し分類されます。

- 運輸部門：主たる業種が道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業又は鉄道事業法第3条第1項に規定する鉄道事業
- 産業部門：削減計画書、削減報告書に記載した細分類番号が属する大分類（日本標準産業分類（総務省統計局））が以下の産業  
A：農業・林業， B：漁業， C：工業・採石業・砂利採取業， D：建設業， E：製造業
- 業務部門：上記以外の業種

Q9-9 事業活動が活発になると稼働時間や稼働日数が増加するが、その場合、温室効果ガス排出量削減目標を達成できなくなる可能性があるが、何らかの緩和措置はあるのか？

A 9-9 現行の制度では、稼働時間や稼働日数の変化による緩和措置はありません。

## 変更

Q10-1 (次期削減計画書の策定について)数年後に校舎の新築・解体を複数棟予定しているが、建物規模等の詳細が確定していない。このため、現時点で計画書に盛り込むことが困難であるが、毎年提出する報告書にて修正する形で対応すれば良いのか？

A 10-1 「事業所等の新設又は廃止」などの変更事由が生じ、かつ、変更事由により増加・減少する一年間の温室効果ガスの排出の量が、当初計画の「評価の対象となる排出量」の基準年度の排出量に目標削減率を乗じて得た値を超える場合、変更計画書等を提出いただき、基準年度排出量の変更をしなければなりません。

変更計画書を提出いただくタイミングについては、原則として変更事由の発生後速やかに行うこととなっておりますが、変更事由が発生した年度の実績報告書をご提出いただくときに併せてご提出いただいても差し支えありません。

Q10-2 事業所としてフロアの一部を追加して借りた場合は、削減計画の変更が必要なのか？

A 10-2 具体的な計画を聞かせていただいた上で対応したいと考えますが、一般的にフロアの一部を借り上げることは「事業所の新設」には該当しないものと考えられます。

Q10-3 工場の稼働率が減少した場合、基準年度排出量の取扱い方法はどうなるか？

A 10-3 基準年度排出量の変更をしなければならないのは、「事業所等の新設又は廃止」などの変更事由が生じ、かつ、一定量以上の排出量増減を伴う場合です。具体的なお話を伺うことが必要ですが、施設等の廃止を伴わない単なる稼働率の減少は上記変更事由に該当しないものと考えられます。

Q10-4 店舗数の見込み開閉店数と実績の数値が乖離することがある。このような場合、変更計画書を提出するタイミングはいつか？

A10-4 「事業所等の新設又は廃止」などの変更事由が生じ、かつ、変更事由により増加・減少する一年間の温室効果ガスの排出の量が、当初計画の「評価の対象となる排出量」の基準年度の排出量に目標削減率を乗じて得た値を超える場合、変更計画書等を提出いただき、基準年度排出量の変更をしなければなりません。

変更計画書を提出いただくタイミングについては、原則として変更事由の発生後速やかに行うこととなっていますが、変更事由が発生した年度の実績報告書をご提出いただくときに併せてご提出いただいても差し支えありません。

**Q10-5 事業所の新設だけでなく、建て替えによる延床面積の増大や工場内の設備の増強による基準年度排出量の変更も可能か？**

A10-5 「事業所等の新設又は廃止」などの変更事由が生じ、かつ、変更事由により増加・減少する一年間の温室効果ガスの排出の量が、当初計画の「評価の対象となる排出量」の基準年度の排出量に目標削減率を乗じて得た値を超える場合、基準年度排出量の変更をしなければなりません。

事業所等の建て替えは、新設ではなく更新に当たるものと考えられ、変更事由に該当しません。

**Q10-6 新規追加設備があるたびに基準を変化させるのは非現実的ではないのか？**

A10-6 基準年度排出量の変更については、次の事由が生じ、かつ、これらの事由により増加・減少する一年間の温室効果ガスの排出の量が、当初計画の「評価の対象となる排出量」の基準年度の排出量に目標削減率を乗じて得た値を超える場合に限り認められます。

- ①事業所等の新設又は廃止
- ②事業所等の用途の変更
- ③事業の経営の統合又は分社

基準年度排出量の変更については、事前に詳細をお伺いさせていただき、個別に対応させていただきます。

**Q10-7 基準年度の変更は、無線基地局の増設も対象となるのか？**

A10-7 京都市特定事業者排出量削減指針第11条1項6号「事業所等の新設・・・」に該当するため、無線基地局増設も対象となります。

なお、無線基地局については、省エネ法における届出対象事業所が本制度における算定範囲になりますので念のため申し添えます。

**Q10-8 基準年度の変更に当たり、一定以上の排出量の基準があるのか？**

A10-8 基準年度排出量の変更は、変更事由（事業所等の新設又は廃止、事業所等の用途の変更、事業の経営の統合又は分社）により増加・減少した排出量が、「評価の対象となる排出量」の基準年度の量に目標削減率を乗じて得た量を超える場合に可能となります。

**Q10-9 基準年度排出量の補正は「計画時」もしくは「実績報告時」のどちらの申告となるのか？**

A10-9 基準年度排出量の変更を行うタイミングは、一定量以上の排出量の増減を伴う変更事由（事業所等の新設又は廃止、事業所等の用途の変更、事業の経営の統合又は分社）が生じたときです。なお、第一計画期間の削減計画書作成時点において、すでに計画期間中に上記変更事由が生じることが明らかになっている場合に限り、当該変更を織り込んだ計画書を提出してください。その場合、計画書の特記事項の欄に変更事由について記載してください。具体的には別途作成した「事業者排出量削減計画書の記入に当たっての留意事項」を御参照ください。

**Q10-10 基準年度排出量の変更について、大きな要因が発生した場合、計画を変更できるとのことですが、26年度の計画段階から、設備投資等の大きな増要因が既に見えている場合は、どのように対処したら良いのか？**

A10-10 現段階で、第二計画期間中（26～28年度）に大幅な排出量の変更が明確に分かっている場合に限り、当初計画（平成26年度の計画段階）にこの排出量の変更を織り込んでください。その場合、計画書の特記事項の欄に変更事由について記載してください。具体的には別途作成した「事業者排出量削減計画書の記入に当たっての留意事項」を御参照ください。

**Q10-11 変更計画書を提出し基準年度排出量を変更する場合、変更となった温室効果ガス排出量を単年度に按分し、その量を元の基準年度排出量に加減することとなっているが、単年度とはどのように考えればよいのか？**

A10-11 基準年度排出量の変更については、変更事由（事業所等の新設又は廃止、事業所等の用途の変更、事業の経営の統合又は分社）により生じた計画期間中の増減量合計値を年数で割り（単年度に按分）、これにより得られた値を元の基準年度排出量に加算又は除算します。（ただし、変更事由により増加・減少する一年間の温室効果ガスの排出の量が、当初

計画の「評価の対象となる排出量」の基準年度の排出量に目標削減率を乗じて得た値を超える場合に限りです。)

**Q10-12 基準年度排出量を変更する要件である「事業所等の新設があったとき。」(事業者排出量削減指針 第11条第1項第6号)の具体的な解釈を教えてください。**

A10-12 「事業所等の新設」の解釈は以下のとおりです。

- ・「事業所等の新築」は変更の要件と認められる。
- ・「事業所等を賃借し新規に設置」(ただし、賃借した事業所等のエネルギー管理権限がある場合)は変更の要件と認められる。
- ・「設備やプラント機器用建屋の新築を伴う設備、プラント機器の新設」は変更の要件と認められる。
- ・「事業所等の増築、改築」は変更の要件と認められない。
- ・「設備やプラント機器の新設、増設、更新」(設備、プラント機器用の建屋の新築を伴わない)は変更の要件と認められない。

**Q10-13 平成26年4月に開設した施設があるが、どのように計画書に反映させればいいのか?**

A10-13 現時点では、当該施設の温室効果ガス排出量の実績値が把握できないため、当該施設の排出量を考慮しないで3年間の計画を立案して提出してください。なお、1年間の実績値が把握できた時点で変更計画書の提出をお願いします。また、変更計画書提出にあたっては事前に協議をさせていただいたうえで提出をお願いします。

**Q10-14 基準年度排出量の算定期間において稼働していなかった(稼働していた)事業所等が、計画期間中に新設する(廃止する)こととなる予定であるが、基準年度排出量と計画期間中の排出量はどのように算定すればよいのか?**

A10-14 基準年度排出量は、計画期間中に新設(廃止)予定の事業所等から排出される温室効果ガス排出量を考慮しないで算定をお願いします。(原則は平成23年度から平成25年度の年平均値とし、合理的な理由があれば平成25年度の実績値となります)

また、計画期間中の排出量も計画期間中に新設(廃止)予定の事業所から排出される温室効果ガス量を考慮しないで算定をお願いします。

なお、当該事業所等から排出される温室効果ガス量がおおむね把握できる時期に計画書の変更手続きをお願いすることになります。(計画書の変更に当たっては、事前に連絡いただいたうえで協議させていただきますようお願いいたします。)

## その他

Q11-1 本条例に基づく削減計画書と省エネ法の中長期計画書との関連はあるのか？

A 1 1 - 1 関連はありません。

Q11-2 条例の「主たる業種」は、省エネ法の「主たる業種」とマッチしているのか？

A 1 1 - 2 そのとおりです。

Q11-3 削減計画書を提出する事業者の単位はどのように考えればよいのか？

A 1 1 - 3 原則として法人単位でお願いしますが、省エネ法においてグループ会社単位による届出が認められている場合については、省エネ法に合わせていただいても結構です。ただし、その場合は経緯等について説明を求める場合があります。

Q11-4 削減計画書は数値化が難しいと思うが、何をどのように判断するのか？

A 1 1 - 4 計画書における目標値（総排出量・原単位）についてはこれまでどおり、中長期計画を踏まえた目標値を事業者ごとに設定いただきます。  
また、重点対策実施率については、重点対策実施率算出シートを用いて計画願います。

Q11-5 追加設備はエコ対応であるのに、そこからさらに削減するのか？

A 1 1 - 5 エコ対応の設備を導入されることで、一定の排出量削減が期待できますが、条例の目的から、総排出量の削減を検討いただくことは必須と考えています。設備の適正管理等に取り組んでいただくなど更なる削減に努めていただきたいと考えております。

Q11-6 条例では、温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 1990 年度比で40%削減を削減する目標とのことであるが、新規事業所を建設した場合に総排出量が増加し、基準年度排出量も増加します。これらは矛盾しているように感じるのですが、条例の主旨を教えてください。

A 1 1 - 6 条例では温室効果ガス排出量の大幅な削減目標を掲げていますが、その手段として立地規制などを行うものではありません。また、基準年度排出量の見直しの規定を設けているのは、事業者の削減努力を正当に

評価しようとするためです。

なお、事業所の新規設置などにより基準年度排出量が増加したとしても、削減対策の継続をお願いします。

**Q11-7 削減計画書の作成が負担である。温室効果ガス排出量を減らすのが目的なのか、計画書を作成し実践することが目的なのか分からない。少なくとも基準値が補正できるのであれば、計画書の作成・実践が目的なのかと感じる。**

A11-7 あくまで温室効果ガス排出量の削減が目的です。よろしくご理解くださいようお願いします。

**Q11-8 省エネ法，温対法，府条例，市条例とさまざまな行政と法令にしばられ，企業はその対応が大変である。是非一本化を検討願いたい。**

A11-8 エネルギーの削減に関して複数の法令がありますが、京都市及び京都府の条例につきましては様式等を統一し、京都市内のみ事業所のある事業者については京都市のみへの届出で足るように（京都府への提出は不要）制度を運用しているところです。

**Q11-9 第三計画期間での削減量不足分をクレジット購入で実施する予定はあるのか？**

A11-9 第三計画期間のクレジット導入については、未定です。第一、二計画期間の削減の実施状況を基に検討いたします。

**Q11-10 原単位当たりの温室効果ガス排出量を入力したが，増減率が0.0パーセントと表示され増減率が正しく表示されない。**

A11-10 原単位の差分が整数となるように数値を調整して記入しないと表示されません。数値が小さい場合は、10倍、100倍等して調整願います。

**Q11-11 提供された計画書（EXCEL版）に各年度の原単位を入力したが，増減率が算出されない。**

A11-11 原単位の数値が小さいと丸め処理の都合上そのようになってしまいます。原単位を10倍もしくは100倍すれば正確に算出されますので、原単位の数値を工夫願います。

**総合評価**

## 重点対策

Q1-1 重点対策の実施において、前計画期間に導入した設備による削減量(1年間分)の和とあるが、1年間分とは具体的にどのような1年間分なのか？(重点対策番号 k)

A 1-1 ここでいう1年間分とは、設備導入後の任意の12ヶ月間という意味です。導入前12ヶ月分の排出量と導入後12ヶ月分の排出量をもとに1年間分の削減量を算出ください。

Q1-2 重点対策実施率算出シートの判断基準の項目で、例えば、室内温度の適正管理において夏期26℃以上、冬期20℃以下とあるが、全ての事業所、全ての部屋において、遵守できていなければならないのか？また、独自のルール(仕事効率を考えて夏場25℃で運用している)で運用管理している場合は認められないのか？

A 1-2 工場、データセンター、病院等重点対策リストに示された温度の管理が妥当でない場合は、関係法令や規格等による基準、メーカーの見解書等を基準温度とすることができます。

また、重点対策各項目の実施状況の確認の対象範囲(施設、設備等の範囲)は各事業者が独自に設定できるものとします。各項目の実施状況に関する証拠書類の提出につきましてはご協力をよろしくお願いいたします。

Q1-3 全事業所に管理標準を整備させる努力量と、わずか一事業所のボイラー管理が同じ一項目なのは、重みが違うのではないのか？

A 1-3 重点対策各項目の実施状況の確認の対象範囲(施設、設備等の範囲)を各事業者が独自に設定できるものとします。各項目の実施状況に関する証拠書類の提出につきましてはご協力をよろしくお願いいたします。

Q1-4 重点対策に関して非該当とする資料の提出を求めることがあるのか？(非該当の根拠を示す資料の提出が非常に困難である。)

A 1-4 非該当とする根拠資料の提出を求めることは考えておりませんが、必要に応じてヒアリングの実施や現場確認等を行う場合がありますので、よろしくご協力をお願いします。

Q1-5 域内の事業所が多数ある場合、重点対策の各項目における「実施済み」はどの基準で見なすのでしょうか？(代表事業所で100%実施か100事業所のうち1箇所だけ進捗率99%(99事業所は100%)なら「実施済」になってしまうのか？)

A 1-5 重点対策各項目の実施状況の確認の対象範囲(施設、設備等の範囲)

を各事業者が独自に設定できるものとします。各項目の実施状況に関する証拠書類の提出につきましてはご協力をよろしくお願いいたします。

**Q1-6 重点対策の実施に関する証拠書類の確認など、事務負担が大きい。**

A 1-6 重点対策各項目の実施状況の確認の対象範囲（施設、設備等の範囲）を各事業者が独自に設定できるものとします。各項目の実施状況に関する証拠書類の提出につきましてはご協力をよろしくお願いいたします。

**Q1-7 重点対策の実施率の評価について、根拠はあるのか。すなわち、事業者によって、該当する必須項目の数が異なる。該当する必須項目が分母となって、実施する必須項目と選択項目が分子となる、という計算だと、該当する必須対策が少ない事業者と多い事業者の間で、選択項目1項目分の重みが異なり、不公平と考える。**

A 1-7 重点対策は、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施すべき対策であり、多くの削減対策の基盤となる対策、多くの事業者に該当する対策及び実施状況の確認が可能な対策を選定しています。業種により該当する重点対策の項目は異なりますが、これらを確実に実施していくことがエネルギー削減につながるものと考えています。

**Q1-8 重点対策リストに該当するかどうかは、弊社で判断すればよいのか？**

A 1-8 重点対策リストに該当するかどうかは、事業者で判断をお願いします。

**Q1-9 社内でUPSを所有しているが、事務所の中に設置しているが空調に関する取組は重点対策に該当するか？**

A 1-9 UPSは専用の区画があり、そのための空調管理を行うことを前提としており、一般の事務所と同じ区画であれば「非該当」としています。

**Q1-10 重点対策の実施率を算出する場合に適用する「任意の1事業所」は、どのように選定すればよいのか？また、重点対策の項目ごとに異なる任意の1事業所を適用してもよいのか？**

A 1-10 任意の1事業所は、温室効果ガス排出量が最も多い事業所やその他の理由で主たる事業所である事業所を選定してください。また、重点対策実施率を算定するに当たっては、選定した任意の1事業所について実施の有無を判断し、重点対策の項目が、当該事業所に設置されていない設備や該当しない項目である場合のみ、他の事業所についての実施の有

無を判断してください。

Q1-11 年間に1週間程度しか稼働しない設備があるが、重点対策を実施する設備に該当するか？

A1-11 本対策の実施は、乗用として使用されている設備を対象としていますので、予備や非常用設備は該当しません。

Q1-12 食堂にある小さなショーケースは、重点対策を実施する設備に該当するのか？  
(重点対策No.11)

A1-12 本対策の実施は、百貨店、スーパーマーケット又はコンビニエンスストアに設置されている食品ショーケースを対象としています。

Q1-13 簡易ボイラー(風呂がま)は、重点対策を実施する設備の対象外と考えてよいか。  
(重点対策No.4, 5, 6)

A1-13 対象外です。なお、対象となるボイラーについては、重点対策実施率算出ハンドブックの記載を参照してください。

Q1-14 重点対策実施において、照明設備の状況確認は必須とあるが、確認する項目はどのような項目か？(重点対策No.18, 19)

A1-14 重点対策実施率算定ハンドブックに記載のイメージです。なお、一般的な点灯時間を概算レベルで計算いただき、蛍光灯は年間4,000時間、水銀灯は年間2,500時間以上点灯しているもののみが該当します。

Q1-15 重点対策を実施する貯湯機能を有する給湯設備とはどのような設備が該当するのか？電気ポットも該当か？(重点対策No.24)

A1-15 省エネモードやスケジュール機能を有する、飲用用途以外の給湯設備が該当します。電気ポットは対象外です。

Q1-16 重点対策実施における環境配慮製品とは、製品のみが該当するのか？また、開発製造を対象とするとなっているが、開発だけでは実施したことに該当しないのか？  
(重点対策番号 d)

A1-16 製品以外のサービスや商品も該当し、開発についても実施したこと

に該当します。また、間接的に環境に配慮することとなる製品、サービス、商品も該当する場合がありますので、該当の可否が不明な場合は、ご相談ください。

**Q1-17 重点対策の自動車に関する項目は、運送事業者のみが対象なのか？そうであれば、運送事業者以外の事業者は非該当となるのか？**

A1-17 エコドライブに関するNo.29については、運送事業者に限定するものではなく、全事業者が対象となります。事業所で保有する自動車がある場合、マニュアルを作成し、エコドライブに関する教育をしていただくようお願いします。なお、No.30～32については原則、運輸業を営む事業者を対象としております。

**Q1-18 重点対策実施率を算出するに当たり提出する確認資料の提出様式は、ハンドブックの例のとおりでないといけないのか？**

A1-18 ハンドブックはあくまで一例として挙げていますので、確認ができる資料であれば様式は問いません。

**Q1-19 重点対策実施率の算出に当たって、「実施済」とできるためには、100%実施済でないも実施済とならないとのことであるが、「環境配慮製品の開発・製造」の項目も100%実施済である必要があるのか？**

A1-19 重点対策No.a～kの項目については、選択項目であることから一部でも行っていけば、実施済とすることができます。

**Q1-20 新たに計画書を作成するに当たり、第一計画期間で実施済となっている項目について改めて根拠資料を提出する必要があるのか？**

A1-20 第一計画期間中ですでに実施済となっている項目については、根拠資料の提出は求めません。第二計画期間中に新たに実施済となる場合、資料の提出をお願いします。

**Q1-21 重点対策の追加項目「搬出入車両のエコカー導入」について、貨物自動車のエコカーへの更新依頼とあるが、提出資料はどのようなものとなるか？どの程度のものがあれば「実施済」となるのか？(重点対策番号 i)**

A1-21 商品等の搬出入を行う事業者に対して貨物の運送に使用する自動車をエコカーに更新するよう要請していることが分かる文書を御提出願

ます。詳細は「重点対策ハンドブック」を御参照願います。

Q1-22 重点対策の追加項目「事業者全体での環境に配慮した事業活動の実施」について、「事業者全体」とはどの範囲のことか。(重点対策番号)

A1-22 事業者が国内に持つ事業所全体とします。詳細は「重点対策ハンドブック」を御参照願います。

## 制度詳細

Q2-1 計画作成の取組状況として、100%未満の特定事業者については「D評価」とするとの記載があるが、取組内容については「資料に記載している内容で取組むのか、それとも各社毎に取組内容を決めて取組むのかどちらか？

また、評価する基準についても明確に示して欲しい。評価基準が明確でなく、取組内容も各社の判断に任せるということになると、評価にバラツキが生じる可能性があると思われる。

A2-1 Dか否かの判定は、推進体制やエネルギーの排出区分別・種別の使用量など、計画書の記載事項が確実に記載されているか否かで判断することとします。

Q2-2 業務部門における総排出量の目標削減率は計画期間で△3.0%削減となっているが、事業特性上、総排出量をマイナスにする計画を作成することは困難である。原単位あたりの削減計画(実績)について、もっと評価していただきたい。

A2-2 条例の目的から、総排出量の削減を検討いただくことは必須と考えています。環境と経済の両立の観点に配慮し、基準年度排出量の変更や原単位改善を考慮する評価制度としています。

Q2-3 業務部門におけるCO2総排出量の目標削減率は計画期間で△3.0%削減と記載されているが、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンの場合、店舗数が年々増えており、「環境と経済の両立」の観点等を踏まえるとCO2総排出量を削減する計画を作成することは困難であるとする。目標数値については省エネ法同様に「原単位の削減」のみとして欲しい。

A2-3 条例の目的から、総排出量の削減を検討いただくことは必須と考えています。環境と経済の両立の観点に配慮し、基準年度排出量の変更や原単位改善を考慮する評価制度としています。

Q2-4 削減努力で優遇をもらえる事業者は、そもそも優遇措置が不要なのではないのか？

A 2-4 これまでから温室効果ガスの削減努力を確実に行っておられる事業者を評価するために、削減目標の1%優遇は有効であると考えております。

**Q2-5 季節によって(猛暑・冷暑)変動があるが、それらは考慮されるのか？**

A 2-5 本制度では、気候や景気などの外部要因は考慮いたしません。ただし、評価対象である計画期間を単年度ではなく、複数年度とすることで平準化を図ることとしており、重点対策をしっかりと実施していただくことが高評価につながるものと考えています。

**Q2-6 単純な質問であるが、計画書の削減目標値が京都市の目標値を下回っておれば、その時点で低評価となるのか？その際、EMS 資料等との整合性はどうなるのか？**

A 2-6 業態及び重点対策の取り組み状況にもよりますが、目標削減率以上の削減計画でない場合については、B・C・Dの評価となります。できるだけ目標削減率を上回るよう計画をお願いします。

**Q2-7 説明会資料の総合評価のページにおいて、「重点対策実施率 100%以上→目標削減率を3年間平均1%優遇して評価」とあるが、この場合運輸部門では削減しなくてよいことになるのではないのか？**

A 2-7 条例の目的から温室効果ガス排出量の削減を進めて頂くことは必須となります。一方、運輸部門につきましては、エコ通勤や歩くまち京都の推進などの行政施策により排出量の増加を招くことが懸念される業種であることから、当初から目標削減率を低く設定し、政策的な配慮をした評価基準としています。

**Q2-8 先行しての削減が正しく評価されないと、早くに努力するモチベーションが下がらないかと思う。つまり、3%以上の削減努力を先送りする事業者がでてくるのではないかと危惧する。市全体としての削減を実現するためにも、早期の努力を正しく評価されるシステムをもう少し考えて欲しい。**

A 2-8 重点対策項目において、平成20～22年度の設備投資を加点となる項目として設けております。また、第一計画期間の削減量については、同計画期間中の目標削減率を上回る分(超過削減量)について、第二計画期間に繰り越しできようとしております。

**Q2-9 京都市は、京都市自身が評価するのか？**

A 2 - 9 京都市及び京都府についても特定事業者であるため、自ら評価いたします。なお、評価に当たっては、十分公平性を期すこととします。

Q2 - 10 同一企業であっても、市内には本社、府内の市外には工場がある場合、市には本社の排出量を、府には本社と工場を併せた排出量を報告することになるが、この場合、府と市の評価結果は異なるのか？

A 2 - 1 0 エネルギー消費の算定範囲が異なる場合、評価は異なることがあります。

Q2 - 11 C評価からB評価になる場合の「他の方法により計算した場合(限界電源係数を使用した場合)」という要件の必要性が分からない。

A 2 - 1 1 これまで多くの特定事業者から限界電源係数の使用による削減量の算定についても認めるよう要望があったことから、これらに一定配慮したものです。なお、限界電源係数を用いて削減量を算定される場合はその算定過程等をお示し願います。

Q2 - 12 計画書において、評価は段階ごとに個別に評価を行うのか？また、実施率の評価はどの時点において使われるのか？

A 2 - 1 2 第一段階評価では、基本的事項に関する項目について記載があれば、C評価以上となり、1つでも記載されていなければ、D評価が確定となります。次に重点対策の実施状況(実施率)では、5段階評価は行わず、ここでは、事業者における過去の取り組み状況により、目標削減率を3年間の年平均で「1%」優遇するかどうかのみを判定します。

第二段階評価では、目標削減率以上の削減計画であれば、A評価以上が確定し、目標削減率以下の削減計画であればB若しくはC評価が確定します。また、A以上の評価のうち①総排出量削減率(目標削減率2倍以上) and②原単位改善率(1%/年以上) and③重点対策実施率(100%以上)で、3つの条件全てに該当していればS評価となります。一方、C評価のうち、①原単位改善率(2%/年以上) or②計画期間中の削減対策について他の計算方法で推計した増減率を超える or③重点対策実施率110%以上のいずれかの条件に該当していればB評価となります。

Q2 - 13 廃止による減少は高評価の要因とならないと記載されているが、例えば合理化等のための設備廃止等は評価される要因として欲しい。

A 2-13 具体的な取扱いにつきましては、排出原単位の改善状況などと併せて、設備廃止等の具体的な内容等をお伺いし、その後判断させていただきます。

**Q2-14 総排出量の評価だけでなく、エネルギー起源と非エネルギー起源の排出量を分けた評価を実施して欲しい。**

A 2-14 事業者全体の排出量削減を進めるために総排出量での評価を実施しておりますことを御了承願います。事業所での取組による削減に併せて、オフセットの取組も評価に反映されますので、ご検討いただけますと幸いです。

**Q2-15 排出量削減が困難な事業者(業界にもよりますが)は、公表において、どのような理由があろうと、低い評価をされるのか？**

A 2-15 新たな総合評価制度では、何をする(した)か「削減するための今後の計画作成及びこれまでの取り組み」とどれだけ削減する(した)かの2つの視点において、評価を行おうとするものです。結果につきましては、評価を行った全事業者について公表する予定です。

**Q2-16 過去の設備投資に対する優遇が目標削減率「1%減」であることは過小評価ではないか？**

A 2-16 当面は今回お示した評価スキームで運用したいと考えております。  
なお、第三計画期間以降における制度のあり方につきましては、第一計画期間の運用実態等を見ながら、今後必要に応じて見直しの機会を設けたいと考えております。

**2-17 第一計画期間で大幅な削減が達成できた事業場については、第二計画期間以降の削減義務について一定の配慮がなされるのか？**

A 2-17 超過削減量の繰越(バンキング)の制度を設けております。

**Q2-18 実施すべき重点対策の実施率が100%以上であれば、目標削減率を3年間の年平均で1%優遇とあるが、具体的に業務部門であれば、3年間の年平均3%削減目標から3年間の年平均2%削減目標となるのか？**

A 2-18 そのとおりです。

Q2-19 基準年度となる3年間の生産量が不況の影響により、不安定であり、削減努力が正  
当に評価反映されにくいのではと思われるが、そのような状況においても評価・公表を行  
うのですか？

A 2-19 改正前条例では、温室効果ガス排出量の削減量のみ注目していた  
ため、削減が景気動向など外的要因によるものなのか削減努力の効果な  
のかを判断することが難しいという課題がありました。

現行の条例では、重点対策（主要な削減対策）実施状況も含めた評価  
スキームのほか、計画書・報告書で重点対策の実施状況を御報告いただ  
き公表することになりますので、削減対策の取組状況を対外的に明らか  
にすることが可能になります。

Q2-20 目標削減率とは、各業種において定められている各パーセントを超えなければなら  
ないのか？それとも以上で良いのか？

A 2-20 京都市事業者排出量削減指針第14条に規定する「目標削減率」の  
達成とは、目標削減率を「超える」場合のことを示します。

例えば、業務部門であれば3%を超える削減が必要であることから「-  
3.1%」等が達成に該当します。

## 運輸

Q3-1 当社は省エネ法に定める区分が「輸送」であるが、「工場等」に義務付けられている「機  
器管理台帳の整備」や「管理標準設定」などが無いため、重点対策実施率算出シートで  
は、「非該当」と選択して良いか？

A 3-1 旅客輸送（自動車）に係る業種に関しましては、通常、主要なエネル  
ギー使用設備である自動車が車両番号等により管理されていることから、  
機器管理台帳が整備されている状態であると考えられます。

「管理標準設定」につきましては、車両の省エネ運行や事務所におけ  
る節電などエネルギーの削減のために日常的にルール化されている場合、  
管理標準が整備されていると見なすことができます。

したがって、これらに該当する場合は「実施済」としてください。

なお、これらの裏付けとなる証拠書類等の提出をお願いします。

Q3-2（運輸事業者）

京都の産業は観光業に占める割合が高く、実際に国の内外から多くの観光客が入洛さ  
れ、また、府及び市も観光客誘致に力を入れている。観光客が増えればそれに伴い、エ  
ネルギー使用の絶対量は増えることになる。一方で絶対量の削減を評価の柱に置くのは、  
行政の矛盾ではないかと思う。上記同様、改善をお願いしたい。

A3-2 まず、社会全体で排出量削減に取り組むべきであるという基本的な認識があり、あらゆる業種において削減率（前年度比）をマイナス1%とすると、2020年度に1990年度比マイナス25%がほぼ達成されるものと試算しました。次に、さらに削減努力を要する業務・サービス部門はプラス0.5%、エコ通勤や歩くまち京都の推進などの行政施策により排出量の増加を招くことが懸念される運輸部門についてはマイナス0.5%の措置を施したところです。これを3年間の計画期間で、年平均に置き直して目標削減率（マイナス1%～マイナス3%）としました。

### Q3-3（運輸事業者）

排出量削減計画書及び報告書に係る市が行う総合評価について、鉄道事業はもともと環境にやさしい輸送モードであり、評価にあつては、その環境に対する優位性を配慮した評価基準を確立し評価してもらいたい。

すなわち、「公共交通機関の利用促進」とあるとおり、当社の輸送サービスが交通手段として促進されると当社の温室効果ガス排出量は増加することになり、無条件に量的な削減を強いられることは、条例内容に矛盾が生じることになりかねない。このようなことも総合評価には配慮されるべきである。

A3-3 条例の目的から、温室効果ガス排出量の削減を進めていただくことは必須となります。一方、鉄道事業者については、市の総合政策上、「公共交通優先の歩くまち」を目指していることから、目標削減率を低め設定し、政策的な配慮をした評価基準としています。

### Q3-4 重点対策リストについて、鉄道事業者の場合において対策項目の取扱いはどのように考えればよいのか？

リストに掲載する設備は、事業所と車両に分けて考えてよいのか？

A3-4 重点対策リストにおいては、事業所における取組と鉄道車両における設備を、「対象設備・施設」の欄で分類しています。このため、それぞれの分類に該当する範囲で対策に取り組んでいただくようお願いします。

## 過去の取組

### Q4-1 旧条例の主旨に基づき、当社はH17年度基準より、既に約30%もの温室効果ガスを削減してきたが、これらの実績があまり反映されずに今後の対策のみが評価され、公表されてしまうのか？

A4-1 2010年度排出量を1990年度比でマイナス10%とする改正前条例の削

減目標に対し、京都府全体における最新の実績値（2008年度排出量）では1990年度比でマイナス13.5%となっています。これは特定事業者を含め府民・市民の皆様に取り組んでいただいた省エネの効果の現れであると考えているところです。

今般改正した条例では2020年度排出量を1990年度比でマイナス25%とする削減目標を掲げており、改正前条例よりもさらなる大幅な削減が必要となることから、総合評価制度など新たな手法を導入することとなりました。

過去の設備導入の評価については、直近に導入された機器の効果が第一計画期間中に現れることが考えられることから、前計画期間（平成20～22年度）において導入された機器を評価の対象としたところです。

よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

**Q4-2 新条例では、温室効果ガス排出量をH42年度までにH2年度比40%削減の目標を掲げられているが、当社は既に自助努力により、40%以上もの削減を達成している事業者である。これから新たに削減に取り組まれる事業者とこれまで、努力してきた事業者とが、同じ土俵で評価されるのは不公平であると思われる。**

A4-2 2010年度排出量を1990年度比でマイナス10%とする改正前条例の削減目標に対し、京都府全体における最新の実績値（2008年度排出量）では1990年度比でマイナス13.5%となっています。これは特定事業者を含め府民・市民の皆様に取り組んでいただいた省エネの効果の現れであると考えているところです。

今般改正した条例では2020年度排出量を1990年度比でマイナス25%とする削減目標を掲げており、改正前条例よりもさらなる大幅な削減が必要となることから、総合評価制度など新たな手法を導入することとなりました。

過去の設備導入の評価については、直近に導入された機器の効果が第一計画期間中に現れることが考えられることから、前計画期間（平成20～22年度）において導入された機器を評価の対象としたところです。

よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

**Q4-3 当社はH15年度に大規模な設備更新を実施しているが、過去の設備導入の評価には反映されないのか？**

A4-3 2010年度排出量を1990年度比でマイナス10%とする改正前条例の削減目標に対し、京都府全体における最新の実績値（2008年度排出量）では1990年度比でマイナス13.5%となっています。これは特定事業者を含め府民・市民の皆様に取り組んでいただいた省エネの効果の現れであ

ると考えているところです。

今般改正した条例では2020年度排出量を1990年度比でマイナス25%とする削減目標を掲げており、改正前条例よりもさらなる大幅な削減が必要となることから、総合評価制度など新たな手法を導入することとなりました。

過去の設備導入の評価については、直近に導入された機器の効果が第一計画期間中に現れることが考えられることから、前計画期間（平成20～22年度）において導入された機器を評価の対象としたところです。

よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

**Q4-4 平成20～22年度の設備導入以外の過去の削減努力(平成19年度以前の設備導入、設備導入ではなく工程改良による削減)については評価されないのか。**

A4-4 2010年度排出量を1990年度比でマイナス10%とする改正前条例の削減目標に対し、京都府全体における最新の実績値（2008年度排出量）では1990年度比でマイナス13.5%となっています。これは特定事業者を含め府民・市民の皆様に取り組んでいただいた省エネの効果の現れであると考えているところです。

今般改正した条例では2020年度排出量を1990年度比でマイナス25%とする削減目標を掲げており、改正前条例よりもさらなる大幅な削減が必要となることから、総合評価制度など新たな手法を導入することとなりました。

過去の設備導入の評価については、直近に導入された機器の効果が第一計画期間中に現れることが考えられることから、前計画期間（平成20～22年度）において導入された機器を評価の対象としたところです。

よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

**Q4-5 前計画期間において当社は可能な限りの削減を達成しているが、目標削減率1%削減だけでは、過去の取り組みが正に評価が成されているとは思われない。このように過去6年間の取り組みは殆ど評価されず、これからの3年間で少しでも総排出量が増えた場合は低評価(当社はBも低評価)とされ、公表されるのは心外である。**

A4-5 2010年度排出量を1990年度比でマイナス10%とする改正前条例の削減目標に対し、京都府全体における最新の実績値（2008年度排出量）では1990年度比でマイナス13.5%となっています。これは特定事業者を含め府民・市民の皆様に取り組んでいただいた省エネの効果の現れであると考えているところです。

一方で、改正前条例では、温室効果ガス排出量の削減量のみ注目していたため、削減実績が景気動向など外的要因によるものなのか削減努

力の効果なのかを判断することが難しいという課題がありました。

改正後の条例では、総合評価制度を導入するほか、削減計画書・報告書で重点対策（主要な削減対策）の取組状況を御報告いただき公表することになりますので、重点対策の取組状況を対外的に明らかにすることが可能になります。

よろしくご了解願います。

Q4-6 既に平成16年からKESの取組を行っている。その結果平成16から平成21年度対比でCO2排出量は原単位で12%減となっている。当然削減量は毎年小さくなってきており、対前年1%減もきびしい状況である。

このように既に取組を実施している企業と、いまから実施する企業とを同じ土俵で評価し、公表するのは不公平であり、その結果、評価が低くなった場合、企業イメージも悪くなり、過去の努力が無になってしまう。是非改善をお願いしたい。

A4-6 温室効果ガス排出量の削減は社会全体に対して課された要請であり、社会全体で取り組むべき課題であると考えています。事業者や各地域におかれましてはそれぞれの事情があるとは思いますが、2020年度までに1990年度比25%削減に向けて、あらゆる社会的主体において削減努力をお願いします。また、新たな評価制度においては、すでに実施されている対策については、重点対策の実施状況という形で評価をさせていただきますのでご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

## 公表等

Q5-1 総合評価の結果に対する弁明の機会はあるのか？

A5-1 制度上弁明の機会等の手続きは設けませんが、評価の対象者へ通知をするなどしてからホームページ等に掲載したいと考えております。

Q5-2 絶対量削減の目標達成にあたっては、省エネ投資など企業の負担が増大する。評価制度にあたり、企業の努力が高く評価される、具体的なインセンティブが付与されるように検討して欲しい。

単なる公表だけでは負担に見合わない考える。

A5-2 高評価となった事業者に対しては表彰を行うこととしております。具体的には、S評価となった事業者の中から有識者の意見を聴いて表彰者を決定することとします。

Q5-3 評価の公表は、事業者の事業活動に過大な影響を及ぼさないよう、高評価の事業者のみ公表し、低評価の事業者は府・市による指導・助言に留めるべき。

説明会では、「HPへの公表であれば、影響が少ない」という市の考えであったが、低評価を受けることで、企業イメージが損なわれ、事業活動に多大な影響を与える可能性があり、公表対象、内容は慎重な検討が必要である。当面は高評価者のみ公表し、低評価者の公表は制度の見直しの中で検討していくことが適切である。

- A 5-3 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減活動に対する評価をS～Dで評価します。御指摘のように、低評価（C、D）の事業者の評価を伏せた場合でも、低評価であることは明らかになります。  
高評価となる削減対策の実施を推進いただきたいと思います。

Q5-4 第二評価で低評価となった場合、追加的な義務(罰則)があるのか。

- A 5-4 追加的な義務及び罰則はありませんが、評価内容を公表いたします。  
また、総合評価でC又はD評価となった事業者には、クレジットの購入等追加的な措置の指導、助言等をさせていただきます。

## EMS

Q1 EMSの取得の義務化については、全ての特定事業者が対象となるのか？

- A 1 そのとおりです。よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

Q2 EMS導入報告書の提出期日はいつか？

- A 2 環境マネジメントシステム導入報告書については、毎年7月末までに提出してください。

Q3 EMSを導入する場合は、説明されたとおり、全事業所に導入する必要はないという認識で良いのか？

- A 3 条例では、EMSを①事業活動の主たる事業所、②EMSの導入により事業活動に伴う温室効果ガスの排出量が削減される効果が大きい事業所（温室効果ガスの排出の量が最も多い事業所、床面積の合計が最も大きい事業所、従業者の数が最も多い事業所等）のいずれかにおいて導入し、推進しなければならないとしております。  
したがって、全事業所への導入は義務づけておりません。

Q4 1度EMSを導入したら特定事業者であり続ける限り、運用を継続し続ける必要があるのか？

A 4 そのとおりです。よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

Q5 EMSの取得は評価の対象となるのか？また、計画期間中にEMSを取得するつもりであったが、取得できなかった場合の罰則はあるのか？

A 5 新たな制度では、EMSの取得を義務化しておりますが、評価の対象とはしておりません。また、特に罰則は定めておりませんが、取得されていない旨も含めて公表いたします。

Q6 独自のEMSとはどういうものか。(現在一般的にEMSとされているものの導入は予算面で対応が困難。独自のEMSを作成したい。)

A 6 EMSにつきましては、組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めることを目的に、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けた工場・事業所内の体制・手続き等の仕組み（P D C A）が構築されていることが重要です。

環境省のホームページには同省が策定したEMSであるエコアクション21に関する詳しい解説があり、その中で環境マネジメントシステムに必要とされる項目に関する記述がありますので参考にしてください。

Q7 EMSを導入するための費用はそれぞれどれくらい必要となるのか？ また、取得後に必要となる費用はどれくらいか？

A 7 各EMSの概要、導入に係る費用等につきましては、各EMSを運営している団体のHP等でご確認をお願いします。

(参考)

ISO14001 <http://www.jab.or.jp/>

K E S <http://www.keskyoto.org/>

エコアクション21 <http://www.ea21.jp/>

グリーン経営認証 <http://www.green-m.jp/>

エコステージ <http://www.ecostage.org/guide/index.html>

エコ京都21 <http://www.pref.kyoto.jp/ecokyoto/>

Q8 EMSの導入に必要な条件等が分るパンフレットはあるのか？

A 8 各EMSの概要、導入に係る費用等につきましては、各EMSを運営している団体のHP等でご確認をお願いします。

(参考)

ISO14001 <http://www.jab.or.jp/>

K E S <http://www.keskyoto.org/>  
エコアクション 21 <http://www.ea21.jp/>  
グリーン経営認証 <http://www.green-m.jp/>  
エコステージ <http://www.ecostage.org/guide/index.html>  
エコ京都 21 <http://www.pref.kyoto.jp/ecokyoto/>

Q9 EMSの取得の義務化により、これからEMSを取得することとなるが、業態においてお薦めのEMSはどれか？また、各々のEMSのメリット・デメリットを提示するべきでは？

A9 特に個別の制度を推奨することはしていません。  
各EMSの概要、導入に係る費用等につきましては、各EMSを運営している団体のHP等でご確認をお願いします。

(参考)

ISO14001 <http://www.jab.or.jp/>  
K E S <http://www.keskyoto.org/>  
エコアクション 21 <http://www.ea21.jp/>  
グリーン経営認証 <http://www.green-m.jp/>  
エコステージ <http://www.ecostage.org/guide/index.html>  
エコ京都 21 <http://www.pref.kyoto.jp/ecokyoto/>

Q10 環境マネジメントシステムの導入期限はあるのか？

A10 EMSの取得は、平成23年4月から導入された特定事業者の義務であり、速やかな取得をお願いします。

Q11 EMSの取得が義務化されるが、「独自のEMS」でも良いとのことであるが、本制度においては、第三者認証までは求めているのか？

A11 EMSにつきましては、組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めることを目的に、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けた工場・事業所内の体制・手続き等の仕組み（P D C A）を構築することが重要です。

第三者認証は客観性を担保する上で望ましいものと考えられますが、条例においては必須ではありません。

Q12 EMSの導入義務化において、市外・府外の本社で取得している場合は導入していることになるのか？

A 1 2 本社で取得されているEMSに市内・府内の主たる事業所がサイトに含まれていれば、問題ありません。また、現在サイトに含まれていなければ、次の更新時に市内・府内の主たる事業所を含めていただくか、若しくは、本社で取得されているEMSと同等内容の独自のEMSを構築していただく必要があります。

**Q13 EMSを導入しているのが本社(京都府以外に立地)のみであるがよいのか？**

A 1 3 本社(京都府以外に立地)が導入したEMSの効果が支店(京都府内・京都市内)にも及ぶ社内独自システムが整備されていれば差し支えありません。

また、EMSが本社及び支店でひとまとまりのサイトとして登録されていれば問題ありません。

**Q14 EMSの導入義務について、事業者全体を適用範囲としてEMSを取得しているが、市内のみを切り分けて報告しなければならないのか**

A 1 4 京都市及び京都府内の対象となる事業所がサイトに属していることが、分る資料をいただきましたら包括的な報告書であっても構いません。

**Q15 EMSが京都府、京都市に特化した内容になっていないのでどのように報告すればよいのか？このような報告をさせるのは、やり過ぎではないのか？**

A 1 5 今回の説明会は、事業者排出量削減計画書の記載事項に関する説明が主な内容であり、EMS報告書については概要のみにとどめております。EMS報告書で求めている事項については、別途ホームページ等で御案内します。

**Q16 当社(ビル管理会社)では、特定事業者から依頼を受け、駐車場、商業床、スポーツ施設、マンションからなる区分所有ビルのうち、マンションを除く床の共用部分を管理している。以下の場合EMSの導入義務は誰にあるのか。**

①当社はKESを既に取得しているが、特定事業者が取得していない場合

②商業床のテナント(約40店舗)の内、大型店が独自に「ISO14001」を取得している場合

A 1 6 いずれの場合も、特定事業者にEMS導入義務があります。

**Q17 当社ではKESの認証を85カ店登録しているが、報告の際は全ての登録証のコピーが必要か？**

A 1 7 条例で導入を義務づけている「事業活動の主たる事業所等」に係る登録証の写し（コピー）をご提出ください。

Q18 EMSの取得が義務化されるが、大規模な事業者や自治体、大学において、「KESーストップ1」を取得することで、導入したことになるのか？

A 1 8 現段階では、まず特定事業者において広く環境マネジメントシステムを導入していただくことが必要であると考えております。  
ご質問の場合においても導入したこととなります。

Q19（鉄道事業者）主たるエネルギー消費設備は鉄道車両であることから、まずEMSを導入すべきは車両の保守管理を行う整備工場であると考え、すでにISO14001を導入している。

当該整備工場では京都府（市）域を走行する車両のほぼ100%に関する保守管理を行っているが、場所が他府県である。また、京都府（市）域には簡単な点検等を行うための詰所が何カ所かあるが、主たる事業所とはいえない。

このような場合、EMSを導入すべき事業者は他府県にある整備工場でも差し支えないか？

A 1 9 基本的な考え方としては、まずは市域・府域における事業所においてEMSを導入すべきだと考えられます。

しかしながら、一般的に旅客運送事業における主なエネルギー消費設備（温室効果ガス排出設備）は自動車、車両等であり、その保守管理を行うための車庫等（検査・修理を行うための工場を含む。以下同じ。）における計画的で継続的環境保全の取り組みが重要であると考えられます。

したがって、車庫等が市域外・府域外にしかない場合であっても、市域・府域を走行する自動車、車両等の相当割合を保守管理の対象としている場合は、当該車庫等において導入したEMSを特定事業者が導入すべきEMSと位置付けて差し支えありません。

ただし、当該取扱いをする場合は、EMS報告の「適用範囲」欄に括弧書きで、当該取扱いをする旨を記入願います。

Q20 EMSの取得が義務化されるが、大規模な事業者や自治体、大学において、「KESーストップ1」を取得することで、導入したことになるのか？

A 2 0 現段階では、まず特定事業者において広く環境マネジメントシステムを導入していただくことが必要であると考えております。  
ご質問の場合においても導入したこととなります。

Q21 京都府が定めているエコ京都21はEMSに含まれるのか。

A 2 1 含まれます。

Q22 環境マネジメントシステムの報告は、いつの時点に対する報告を行うのか。

A 2 2 前年度について報告願います。

削減計画書提出年度である平成26年度においては、平成25年度についての報告をお願いします。

## エコカー

Q1 エコカーは市内で使用する車が対象か？

A 1 新車購入時等のエコカー選択義務は京都市条例の特定事業のみに係る制度です。市内に本拠を有する自動車全てが対象となります。

Q2 エコカー選択義務は、購入した自動車が1台の場合はどうなるのか？また、取引先との関係から、どうしてもエコカーを選択できない場合は考慮されるのか？

A 2 1台を新たに導入される場合については、その1台をエコカーとして導入していただく必要があります。基本的には、何らかの取り組みを着手していただく必要があります。

Q3 新車購入の実績がない場合、新車購入等報告書は提出しなくても良いか。

A 3 新車購入の実績がない場合、自動車の台数は0台と記入し提出してください。（報告書は、購入等をした新車の合計台数④欄にのみ0台を記入してください。）

Q4 中古車でエコカーを購入したが、これも含まれるのか。

A 4 既に登録されたエコカーについては含みません。

Q5 ガソリン車や軽油者が、エコカーであるかの判定はどのようにすればよいのか？

A 5 「エコカー減税」の対象車が該当します。詳細については、ホームページでご案内いたします。

Q6 新車購入の報告は、フォークリフト等の重機は含まれるのか。

- A 6 乗用自動車（乗車定員10人以下）及び貨物自動車（車両総重量3.5トン以下）が対象であり，重機等は対象外です。

## エコ通勤

Q1 無人の通信事業所においてもエコ通勤をしなくてはならないのか？

- A 1 通勤の実態がない無人の事業所につきましては，計画書にその旨を記載してください。

Q2 エコ通勤の取組は評価結果に反映しないのか？

- A 2 エコ通勤については，義務ではありませんが極力取り組んでいただき，計画の作成及び実施状況の報告をお願いするものです。ただし，地域の状況によりどうしても実施できない事業者がおられる可能性が否定できないことから評価の対象としておりません。

Q3 国土交通省から管理する原単位について指定を受けている。エコ通勤を促進すると，乗降客数が増え，国土交通省が指定する原単位が悪化する結果につながる。矛盾していると考えます。

- A 3 運輸事業者の皆様に対しては，エコ通勤や歩くまち推進等の行政施策により排出量の増加を招くことが懸念されることから，目標削減率を他業種事業者の皆様よりも低く設定したところですが，また，原単位指標については，事業者独自に設定いただきますので，必ずしも省エネ法と併せていただく必要はありません。

## クレジット

Q1 再エネクレジットやグリーン電力証書等の定義について教えて欲しい。

- A 1 京都市の事業者排出量削減指針（第7条（8））をご確認ください。

Q2 国内クレジット制度によりクレジットを創出している場合，当該クレジットを売却すると，そのクレジット量分を削減されなかったものとして加算して報告しなければならないのか？

- A 2 計画書における基準年度排出量の算定期間中に環境価値を売却されている場合については，基準年度排出量（事業活動に伴う排出の量は実排出量を記入し，評価の対象となる排出の量に加算する。）に加算して基準

年度排出量を設定していただく必要があります。

**Q3 国内クレジット, J-VERの購入上限は決まっているか？**

A 3 区域外で削減されたものについては, 基準年度排出量に目標削減率(重点対策実施率が100%を超えて目標削減率の緩和を受けた場合は, 緩和後の目標削減率)を乗じた量が上限となります。

**Q4 各種クレジット制度により, クレジットを購入する条件として, 区域外(市域外・府域外)で発生したクレジットを購入する場合には, 「基準年度の温室効果ガスの排出の量に目標削減率を乗じた量を上限とする」とあるが, 基準の値はどの値となるのか? また, 3%削減しなければならず, 過去の取組で1%の優遇を受けている事業者の場合に購入出来る上限率は優遇を受ける前の3%なのか優遇後の2%となるのか?**

A 4 重点対策実施率が100%以上の場合, 目標削減率が1%優遇されますが, 区域外からのクレジット購入量の上限を算出する際の目標削減率は, 優遇後の目標削減率が適用されます。

**Q5 京都独自のクレジット制度については, 金額なども含め, 制度についての詳細はどこで分るのか。**

A 5 京VERについては京都府のホームページ, DO YOU KYOTOクレジットについては京都市のホームページでご案内しております。

**Q6 クレジットを買いたくてもクレジットがない, あるいは高額すぎて購入できない場合, 何らかの配慮があるのか。**

A 6 京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度において, クレジットの創出・活用に関する相談・助言, クレジット取引のマッチング等の支援を行うこととしております。

**Q7 クレジットによるオフセットについて, 市域外(府域外)の事業者や家庭において削減されたクレジットの使用上限が, 基準年度の温室効果ガスの排出の量に目標削減率を乗じた量を上限とする」とあるが, この上限とは, 毎年度分なのか計画期間である3年間分であるのか。**

A 7 3年分で問題ございません。例えば, 業務部門(目標削減率3%(京都市指針16条に規定する目標削減率の優遇措置を受けている場合は2%))の事業者で, 基準年度排出量(評価の対象となる排出の量)が1

00 tであると仮定すると、市域外（府域外）の事業者や家庭において削減され、又は吸収されたクレジットの使用量の上限については、グリーン電力証書等の購入量と併せて、目標削減量に相当する9 tまで可能となります。（ $100\text{ t} \times 3\% \times 3\text{年分} = 9\text{ t}$ ）